昭和四十二年法律第百三十五号

目

第一章 総則(第一条—第五条)

第三章 第二章 管理 (第八条—第十五条) 設立及び会員(第六条・第七条)

基金の行なう事業 (第十六条—第二十

第六章 第五章 費用の負担 財務及び会計 (第二十一条・第二十二 (第二十三条—第二十九

第八章 監督 雑則 (第三十三条—第三十七条) (第三十条—第三十二条)

第九章 罰則 (第三十八条—第四十二条)

(基金の目的) 第一章 総則

与することを目的とする。 より、その老後の生活の安定と福祉の向上に寄 働者の老齢について必要な給付を行なうことに 石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業の坑内労

第二条 石炭鉱業年金基金 う。) は、 法人とする。 (以下「基金」とい

(法人格)

第三条 基金は、政令の定めるところにより、 記しなければならない。 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三 者に対抗することができない。 3

互選する。

第四条 基金でない者は、石炭鉱業年金基金とい (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 う名称を用いてはならない。 5

(名称の使用制限)

第五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び 第七十八条の規定は、基金について準用する。

第二章 設立及び会員

第六条 石炭鉱業を行なう事業場であつて、坑内 業主は、この法律の定めるところにより、全国 を通じて一個の基金を設立しなければならな ち、厚生年金保険の適用事業所であるものの事 において石炭を掘採する事業を行なうもののう 4

第七条 2 会員となる 前条に規定する事業主は、 当然、 基金の

基金の会員となる。 に規定する事業主である者を除く。)は、 金保険の適用事業所であるものの事業主(前条 は、石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年 基金が第十八条第一項の事業を行なうとき 当然、

(総会)

第三章

(定款)

第八条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を 定めなければならない

事務所の所在地

会員に関する事項

総会に関する事項

兀 運営審議会に関する事項 役員に関する事項

六 五 事業に関する事項

その他組織及び業務に関する重要事項 掛金に関する事項

2 ければ、その効力を生じない。 定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けな

第九条 基金に、役員として理事及び監事を置 (役員) 2

2 の項において同じ。)のうちから選任する。た から選任することを妨げない。 だし、特別の事情があるときは、会員以外の者 (法人にあつては、その代表者とする。以下こ 理事のうち一人を理事長とし、理事において 役員は、政令の定めるところにより、 会員

登

役員の任期は、前任者の残任期間とする。 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の

できない。 (役員の職務) 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることが

(総代会)

第十条 理事長は、基金を代表し、その業務を執 者がその職務を代理し、又はその職務を行な が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する 行する。理事長に事故があるとき、又は理事長

2 ときは、理事長の決するところによる。 を除き、理事の過半数により決し、可否同数の 基金の業務は、定款に別段の定めがある場合

3 基金と理事長との利益が相反する事項につい 監事は、 基金の業務を監査する。

においては、監事が基金を代表する。

ては、理事長は、代表権を有しない。この場合

|第十一条 基金の役員及び職員は、刑法 いては、 (役員及び職員の公務員たる性質) . ては、法令により公務に従事する職員とみな・年法律第四十五号)その他の罰則の適用につ (明治四

第十二条 請求のあつた日から二十日以内に総会を招集し 三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び 総会の招集を請求したときは、理事長は、その 招集の理由を記載した書面を理事長に提出して なければならない。 総会は、理事長が招集する。総会員の

3 2 充てる。 総会に議長を置く。議長は、 理事長をもつて

議事の手続その他総会に関し必要な事項は、政前二項に規定するもののほか、総会の招集、 令で定める。 政

第十三条 次に掲げる事項は、 ければならない。 総会の議決を経な

毎事業年度の予算

毎事業年度の事業報告及び決算

その他定款で定める事項

る。 臨時急施を要するものを処分することができ きは、総会の議決を経なければならない事項で 長において総会を招集する暇がないと認めると 理事長は、総会が成立しないとき、又は理事

3 は、次の総会においてこれを報告し、その承認 を求めなければならない。 理事長は、前項の規定による処置について

きる。 査を求め、その結果の報告を請求することがで 総会は、監事に対し、基金の業務に関する監

4

第十四条 基金は、 総会に代わるべき総代会を設けることができ る。 定款の定めるところにより、

2 総代は、政令の定めるところにより、 うちから選挙する。 会員の

(坑外員に関する給付)

4 3 総代の任期は、前任者の残任期間とする。 前三項に規定するもののほか、総代会の招 総代の任期は、二年とする。ただし、補欠の 政令で定める。 議事の手続その他総代会に関し必要な事項

(運営審議会)

第十五条 基金に、 という。) を置く。 運営審議会 以下 「審議会」

の運営に関する重要事項を審議する。 審議会は、理事長の諮問に応じ、 基金の業務

3 を述べることができる。 審議会は、前項の事項に関し、 理事長に意見

審議会は、委員十人以内で組織する。

識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱す 基金の業務の適正な運営に必要な学

6 別段の定めをしたときは、この限りでない。 委員の任期は、二年とする。ただし、定款で 第四章 基金の行なう事業

(坑内員に関する給付)

第十六条 基金は、第一条の目的を達成するた 者(第十八条第一項において「第二号厚生年金第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険 年金たる給付の支給を行うものとする。 者(以下「坑内員」という。)の老齢について、 険者のいずれでもないものに限る。)たる労働 及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保 附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者 を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。 保険者」という。)並びに国民年金法等の一部 項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者 被保険者」という。)及び同法第二条の五第一 法(昭和二十九年法律第百十五号)第二条の五業に従事する被保険者であつて、厚生年金保険 る事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作 二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定す される厚生年金保険の被保険者(鉱業法(昭 以下「昭和六十年法律第三十四号」という。) (第十八条第一項において「第三号厚生年金被 石炭鉱業を行う事業場において会員に使

第十七条 基金は、政令の定めるところにより、 2 基金は、定款をもつて、年金額、受給資格期 関して必要な事項を定めなければならない。 内員の脱退に関し、 坑内員若しくは坑内員であつた者の死亡又は坑 間、支給開始年齢その他年金たる給付の支給に うことができる。 一時金たる給付の支給を行

第十八条 基金は、前二条の事業のほ この項において同じ。)の二分の一以上の者が (坑内員並びに第二号厚生年金被保険者及び第 三号厚生年金被保険者並びに昭和六十年法律第 希望したときは、石炭鉱業を行う事業場におい て会員に使用される厚生年金保険の被保険者 (第七条第二項に規定する事業主を含む。 以下

以下「坑外員」という。)の老齢について、 掘の業務と緊密な関連を有しない業務として政 金たる給付の支給を行うことができる。 令で定める業務に従事する者を除くものとし、 継続被保険者を除く。)たる労働者(石炭の採 被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意 三十四号附則第五条第十三号に規定する第四種 年

- 付について準用する。 第十六条第二項の規定は、前項の年金たる給
- 時金たる給付の支給を行うことができる。 であつた者の死亡又は坑外員の脱退に関し、 の定めるところにより、坑外員若しくは坑外員 基金は、第一項の事業を行う場合には、 政令

内員及び坑内員であつた者並びに坑外員及び坑第十八条の二 基金は、前三条の事業のほか、坑 施設をすることができる。 外員であつた者の福祉を増進するため、必要な

第十九条 年金たる給付及び一時金たる給付を受 権者」という。)の請求に基づいて、基金が裁 ける権利は、その権利を有する者(以下「受給

(準用規定)

第二十条 厚生年金保険法第三十七条、第四十条 金」と、同法第四十一条第一項中「老齢厚生年 の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給 の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる 替えるものとする。 理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み 金」とあるのは「年金たる給付又は脱退を支給 第四十条の二中「実施機関」とあるのは 付について準用する。この場合において、同法 給付及び一時金たる給付について、同条第二項 基

費用の負担

- 第二十一条 用に充てるため、掛金を徴収する。 付及び一時金たる給付に関する事業に要する費 基金は、基金が支給する年金たる給
- 負担し、及び納付する義務を負う。 会員は、政令の定めるところにより、 掛金を
- 3 つて再計算されなければならない ず、かつ、少なくとも五年ごとにこの基準に従 できるように計算されるものでなければなら に照らし、厚生労働省令の定めるところによ 付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額 掛金の額は、年金たる給付及び一時金たる給 将来にわたつて、財政の均衡を保つことが

(準用規定)

第二十二条 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前改正前の第百四十一条第一項において準用する を除く。)及び第八十五条の規定は掛金についる二十二条 厚生年金保険法第八十三条(第一項 る。 含む。) 及び平成二十五年改正法附則第五条第 条」と、同法第八十七条第一項中「前条第二条において準用する厚生年金保険法第八十五 労働大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十 る。この場合において、同法第八十三条第二項 条及び附則第十七条の十四の規定は、掛金その 険法第八十七条第一項」と、「これら」とある のは「第二十二条において準用する厚生年金保 いて適用する場合に限る。) を含む。)」とある 改正前の第四十条の二の規定による徴収金につ 用する平成二十五年改正法第一条の規定による の規定による改正前の第百三十六条において準 有するものとされた平成二十五年改正法第一条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を 読み替えて適用する場合(平成二十五年改正法 の第八十七条第一項(同条第六項の規定により された平成二十五年改正法第一条の規定による 第六項の規定により読み替えて適用する場合を 則第十七条の十四中「第八十七条第一項(同条 厚生年金保険法第八十六条第二項」と、同法附 項」とあるのは「第二十二条において準用する 項及び第五項中「前条」とあるのは「第二十二 又は坑外員」と、同法第八十六条第一項、第四 五条第三号中「被保険者」とあるのは「坑内員 項及び第六項並びに第八十七条第一項中「厚生 及び第三項、第八十六条第一項、第二項、第五 他この法律の規定による徴収金について準用す 七条 (第六項を除く。)、第八十八条、 のは「同項」と、それぞれ読み替えるものとす 一項の規定によりなおその効力を有するものと て、同法第八十六条(第三項を除く。)、第八十 第八十九

2 の例により処分をしようとするときは、厚生労 法第八十六条第五項の規定により国税滞納処分 基金は、前項において準用する厚生年金保険 『大臣の認可を受けなければならない。 2

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第二十三条 基金の事業年度は、毎年四月一 始まり、翌年三月三十一日に終わる。 (予算) 一日に

第二十四条 基金は、毎事業年度、予算を作成 し、事業年度開始前に厚生労働大臣の認可を受

> けなければならない。これに重要な変更を加え ようとするときも、 同様とする。

(決算)

第二十五条 基金は、毎事業年度、当該事業年度 ろにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算 終了後三月以内に、厚生労働省令の定めるとこ 監事の意見をつけて、厚生労働大臣に提出し 書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、 て、その承認を受けなければならない。

第二十六条 基金は、借入金をしてはならない。 ただし、基金の目的を達成するため必要な場合 において、厚生労働大臣の承認を受けたとき は、この限りでない。 (借入金の制限)

(責任準備金の積立て)

第二十七条 基金は、政令の定めるところによ り、年金たる給付及び一時金たる給付に充てる べき積立金を積み立てなければならない。 (資金の運用)

令の定めるところにより、安全かつ効率的にし第二十八条 基金の業務上の余裕金の運用は、政 なければならない

第二十九条 この法律に規定するもののほか、基 働省令で定める。 金の財務及び会計に関し必要な事項は、 (省令への委任) 厚生労

(報告書の提出) 第七章 監督

第三十条 基金は、厚生労働省令の定めるところ 大臣に提出しなければならない。 により、その業務についての報告書を厚生労働 (報告の徴収等)

第三十一条 厚生労働大臣は、基金について、必 実地にその状況を検査させることができる。 する報告を徴し、又は当該職員をして基金の事要があると認めるときは、その業務の状況に関 務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは 3

- 該職員は、その身分を示す証票を携帯し、か なければならない。 つ、関係者の請求があるときは、これを呈示し 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当
- に認められたものと解釈してはならない。 (基金に対する命令等) 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため
- 第三十二条 厚生労働大臣は、前条の規定により 合において、基金の業務の管理若しくは執行が 報告を徴し、 又は質問し、若しくは検査した場

法令、定款若しくは厚生労働大臣の処分に違反 必要な措置をとるべき旨を命ずることができ 理又は執行について違反の是正又は改善のため めて、基金又はその役員に対し、その業務の管 明らかに怠つていると認めるときは、期間を定 は基金の役員がその業務の管理若しくは執行を くは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、 していると認めるとき、基金の業務の管理若 又

- ることができる。 確保するため必要があると認めるときは、 を定めて、基金に対し、その定款の変更を命ず 厚生労働大臣は、基金の業務の健全な運営を
- めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改きは、厚生労働大臣は、基金に対し、期間を定 任を命ずることができる。 したとき、又は基金が前項の命令に違反したと 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反
- とができる。 働大臣は、同項の命令に係る役員を改任するこ 基金が前項の命令に違反したときは、厚生労

(不服申立て) 第八章 雑則

第三十三条 年金たる給付又は一時金たる給付に 者は、社会保険審査会に対して再審査請求をす 関する処分に不服がある者は、社会保険審査官 ることができる。 に対して審査請求をし、その決定に不服がある

- | 2 第二十条において準用する厚生年金保険法第 四十条の二の規定による処分に不服がある者 とができる。 は、社会保険審査会に対して審査請求をするこ
- (時効) の規定は第一項に規定する処分の取消しの訴え 及び再審査請求について、同法第九十一条の三 びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求 について準用する。 厚生年金保険法第九十条第三項及び第四項並
- 第三十四条 掛金その他この法律の規定による徴 る時から五年を経過したときは、時効によつ 過したとき、年金たる給付及び一時金たる給付 これらを行使することができる時から二年を経 収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、 を受ける権利は、これらを行使することができ
- 2 入の告知又は第二十二条において準用する厚生 掛金その他この法律の規定による徴収金の

年金保険法第八十六条第一項の規定による督促 時効の更新の効力を有する。

第三十五条 労働省令で定める事項を基金に届け出なければ一項の規定による通知があつた事項その他厚生 て同じ。) に関する厚生年金保険法第十八条第 業を行なうときは、坑外員を含む。次項におい ろにより、坑内員 項の規定による確認につき同法第二十九条第 会員は、 (基金が第十八条第一項の事 厚生労働省令の定めるとこ

坑内員は、厚生労働省令の定めるところによ 又は会員に申し出なければならない。 厚生労働省令で定める事項を基金に届け

3 より、厚生労働省令で定める事項を基金に届け受給権者は、厚生労働省令の定めるところに 十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二 出なければならない。 受給権者が死亡したときは、戸籍法

届け出なければならない。 の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に

第三十七条 この法律に特別の規定があるものを 第三十六条 執行について必要な細則は、厚生労働省令で定除き、この法律の実施のための手続その他その (省令への委任) 基金の解散については、 別に法律で

第三十八条 第三十一条第一項の規定による報告 又は職員を六月以下の拘禁刑又は二十万円以下合においては、その違反行為をした基金の役員 若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定 をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の の罰金に処する。 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場 規定による当該職員の質問に対して答弁せず、 3 4

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合 二十万円以下の過料に処する。 においては、その違反行為をした基金の役員を

二 第四章に規定する事業以外の事業を行なつ 認を受けなければならない場合において、そ の認可又は承認を受けなかつたとき。 この法律により厚生労働大臣の認可又は承

裕金を運用したとき 第二十八条の規定に違反して、 業務上の余

款を修正することができる。

兀 又は虚偽の報告をしたとき。 第三十条の規定に違反して、

したとき。 第三十二条第一項の規定による命令に違反

第四十条 基金が、第三条第一項の規定に違反し て登記することを怠つたときは、その役員を二

|第四十一条 次の各号に掲げる場合には、 十万円以下の過料に処する。 以下の過料に処する。 十万円

て、届出をせず、又は虚偽の届出をしたと 会員が、第三十五条第一項の規定に違反し

の审出をしたとき。の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽 坑内員又は坑外員が、第三十五条第二項の

第三十五条第四項の規定に違反して、 しないとき。 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、 届出を

第四十二条 第四条の規定に違反して、石炭鉱業 の過料に処する。 年金基金という名称を用いた者は、十万円以下

則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (基金の設立に関する経過措置)

|第二条 基金を設立するに当たつては、三十人以 2 内に、基金の定款を作成し、設立総会の議決を 上の設立委員を、第六条に規定する事業主の半 なければならない。 経て、当該定款について厚生大臣の認可を受け 数以上の者において互選しなければならない。 設立委員は、この法律の施行の日から五月以

者に書面で通知するとともに、厚生大臣に報告目に当たる日が終わるまでに、会員となるべき 事項を、開会の日の前日から起算して前十四日 は、その日時及び場所並びに会議の目的となる は、通商産業大臣に協議しなければならない。 設立委員が設立総会を招集しようとするとき 厚生大臣は、前項の認可をしようとするとき なければならない。

5 各一個の議決権及び選挙権を有する。 設立総会においては、会員となるべき者は、

6 の多数によらなければならない。 の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上 設立総会においては、設立委員の作成した定 設立総会の議決は、会員となるべき者の二分

報告をせず、 8 外の者から選任することを妨げない。 特別の事情があるときは、会員となるべき者以 その代表者とする。以下この項において同じ。) のうちから選任しなければならない。ただし、 き者を、会員となるべき者(法人にあつては、 設立総会は、第九条に規定する役員となるべ

9 き者を互選しなければならない。 者は、第九条第三項に規定する理事長となるべ 前項の規定により選任された理事となるべき

10 らない。 れた理事長となるべき者に引き継がなければな 遅滞なく、その事務を前項の規定により互選さ 設立委員は、第二項の認可があつたときは、

11 第九項の規定により互選された理事長となる しなければならない。 り、基金の主たる事務所において設立の登記を ときは、遅滞なく、政令の定めるところによ べき者は、前項の規定により事務を引き継いだ

12 基金は、設立の登記をすることによつて成立 する。

13 関し必要な事項は、政令で定める。 前各項に規定するもののほか、基金の設立に

(協議)

第三条 厚生労働大臣は、石炭鉱業構造調整臨時 は第三十二条第二項の規定による命令をしよう されている間は、第八条第二項の認可をし、又 とするときは、 措置法(昭和三十年法律第百五十六号)が施行 ならない。 経済産業大臣に協議しなければ

号) 附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三四

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日 下「施行日」という。)から施行する。 (罰則に関する経過措置) 以

| 法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定第百一条 この附則に規定するもののほか、この |第百条 施行日前にした行為に対する罰則の (その他の経過措置の政令への委任) については、なお従前の例による。

則 (平成四年三月三一日法律第二三

(施行期日) 号

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附 九号) 則 (平成五年一一月一二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第八十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前 利益処分の手続に関しては、この法律による改 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 その他の意見陳述のための手続に相当する手続 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置) の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置) 罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 規定により行われたものとみなす。 続は、この法律による改正後の関係法律の相当 分に係るものを除く。)又はこれらのための手 行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処 (政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措

附 則 抄 (平成六年一一月九日法律第九五

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 それぞれ当該 た

法第百二条第一項の改正規定、同条の次に一四十六条の改正規定、第二条中厚生年金保険 並びに附則第三十八条の規定 条を加える改正規定、第百四条、第百八十五 金基金法第三十九条及び第四十条の改正規定 年金福祉事業団法第十八条第四項及び第三十 条及び第百八十六条の改正規定、第十四条中 起算して二十日を経過した日 七条の改正規定並びに第十六条中石炭鉱業年 第一条中国民年金法第百四十五条及び第百

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 附則第一条第一項第一号に掲げる改 については、なお従前の例による。 正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で

一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め 平成十三年一月六日から施行する。 ただ

第千三百四十四条の規定 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

八号) 則 (平成一二年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十二年四月一日 から施 3

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

(平成一八年六月二日法律第五〇

日から施行する。 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の

九号) 則 (平成一九年七月六日法律第一〇

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日まで める日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 の間において政令で定める日から施行する。た

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十 び第七十五条の規定 九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及 二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百 る法律(平成十九年法律第二十三号)附則第 改正規定、附則第六十四条中特別会計に関す 八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の 並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中 条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条 附則第三条から第六条まで、第八条、第九 公布の日

(処分、申請等に関する経過措置)

第七十三条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 定、承認、指定、認可その他の処分又は通知そ(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁 法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地 方社会保険事務局長又は社会保険事務所長 規定については、当該各規定。以下同じ。)の 方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構 承認、指定、認可その他の処分又は通知その他 施行前に法令の規定により社会保険庁長官、 か、この法律の施行後は、この法律の施行後の の行為は、法令に別段の定めがあるもののほ 下「社会保険庁長官等」という。)がした裁定、 他の行為とみなす。 议 地

会保険庁長官等に対してされている申請、届出2 この法律の施行の際現に法令の規定により社 のほか、この法律の施行後は、この法律の施行 その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの 等に対してされた申請、届出その他の行為とみ 後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣

ては、法令に別段の定めがあるもののほか、こ施行日前にその手続がされていないものについ の法令の規定を適用する。 れていないものとみなして、この法律の施行後ばならないとされた事項についてその手続がさ の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対しの法律の施行後は、これを、この法律の施行後 続をしなければならないとされている事項で、 険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手 て、報告、届出、提出その他の手続をしなけれ この法律の施行前に法令の規定により社会保

4 行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申 指定、認可その他の処分若しくは通知その他の 生労働大臣等に対してすべきものとする。 れ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚 限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞ は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権 の定めがあるもののほか、この法律の施行後 請、届出その他の行為については、法令に別段 (罰則に関する経過措置) なお従前の例によることとする法令の規定に 社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこ される場合におけるこの法律の施行後にした行の附則の規定によりなお従前の例によることと 為に対する罰則の適用については、なお従前の

私立学校教職員共済法

(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この める。 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定 (施行期日) 附 号 則 抄

(平成二一年五月一日法律第三六

号)

第一条 この法律は、 施行する。 平成二十二年一月一日

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法 条第八項、平成二十五年改正法附則第百四十一 第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並び 三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年 附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第 員等共済組合法第百四十四条の十三第三項及び 附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務 の二第一項において準用する場合を含む。)及 らの規定の例によることとされる場合を含む。) 第八項又は児童手当法 条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条 ものとされた平成二十五年改正法附則第百四十 八項若しくは平成二十五年改正法附則第百四十 の規定による改正前の厚生年金特例法第五条第 条第一項の規定によりなおその効力を有するも 特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十 る改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項 準用する平成二十五年改正法第一条の規定によ の厚生年金保険法第百四十一条第一項において 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前 規定によりなおその効力を有するものとされた めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律 十三号)第二十二条第一項の規定に基づきこれ のとされた平成二十五年改正法附則第百四十条 (厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の 十五年改正法」という。)附則第五条第一項の (平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二 に公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のた 金基金法第二十二条第一項において準用する厚 一条第二項の規定によりなおその効力を有する 一号。以下「厚生年金特例法」という。)第二 国民年金法第九十七条第一項(第百三十四条 附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法 (昭和四十六年法律第七

条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団 生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七

(平成一九年七月六日法律第一一

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

べき掛金及び負担金、 百四十四条の三第一項に規定する団体が納付す き掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第 金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第 金、国民年金の保険料及び国民年金基金の 一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべ

条第一項の規定によりなおその効力を有するも 法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定 う。) 第三十八条第一項において準用する徴 第二十八条第一項及び附則第十二条、失業保険 収等に関する法律(以下「徴収法」という。) 第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徴 行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及 下「平成十三年統合法」という。)附則第五十 職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業 特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠 正前の厚生年金特例法第八条第二項に規定する のとされた平成二十五年改正法附則第百四十条 付保険料、平成二十五年改正法附則第百四十一 厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例 百四十条第一項の規定による徴収金を含む。)、 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第 効力を有するものとされた平成二十五年改正法 改正法附則第五条第一項の規定によりなおその 料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号 する法律(以下「石綿健康被害救済法」とい 第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法 法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する び附則第三条の二、健康保険法第百八十一条第 八十七条第一項及び附則第十七条の十四、独立 団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以 によりなおその効力を有するものとされた平成 二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定 の規定による改正前の厚生年金特例法第四条第 限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険 は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期 いて準用する徴収法第二十八条第一項及び附則 七条第四項において準用する厚生年金保険法第 に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年 二十五年改正法附則第百四十条の規定による改 (以下「整備法」という。) 第十九条第三項にお 項に規定する未納掛金に相当する額及び平成 項及び附則第九条、船員保険法第百三十三条 収

する保険料等に係る延滞金については、なお従て適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来下「保険料等」という。)に係る延滞金につい法第三十七条第一項に規定する一般拠出金(以 条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済 条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十 る特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康 前の例による。 成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定す 規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平

五 附 号 〕則 抄 (平成二二年三月三一日法律第一

律によって改正されるものとする。

する法律によってまず改正され、次いでこの法日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正 の日に施行されるときは、当該法律の規定は、

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から 施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条 い範囲内において政令で定める日から施行す の規定は、公布の日から起算して九月を超えな く。)、附則第六条及び第九条から第十二条まで 号)第三十一条第二項ただし書の改正規定を除 者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十 に附則第四条の規定、附則第五条の規定(労働る法律附則第十一条の改正規定を除く。)並び二条の規定(労働保険の保険料の徴収等に関す の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並び に同法第二十二条に一項を加える改正規定、第

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。

則 抄 (平成二二年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。

平成二十二年四月一日

から

第一条 この法律は、 (施行期日) 四号) 附 則 抄 (平成二三年六月二四日法律第七 公布の日から起算して二十

日を経過した日から施行する。

〇 七 号) (平成二三年八月三〇日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日 施行する。 から

四附号訓 則 (平成二四年三月三一日法律第1

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日 施行する。 附 から

三号) 則 (平成二四年八月二二日法律第六

(施行期日)

険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第八条 この法律及び日本年金機構法又は雇用保

(調整規定)

規定がある場合において、当該改正規定が同一

第三十号)に同一の法律の規定についての改正

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (その他の経過措置の政令への委任) 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 五十九条及び第百六十条の規定 公布の日 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で第百六十条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。

附 則 抄 (平成二五年六月二六日法律第六

(施行期日) 三号)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 四十六条及び第百五十三条の規定 公布の日びに附則第百三十九条、第百四十三条、第百 附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並 第五条中国民年金法等の一部を改正する法律 律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、 第四条中国民年金法等の一部を改正する法

第百五十一条 この法律の施行前にした行為に対 る。 する罰則の適用については、なお従前の例によ (罰則に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関第百五十三条 この附則に定めるもののほか、こ 附 則 (平成二六年六月一一日法律第六する経過措置を含む。)は、政令で定める。

四附号訓

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から 当該各号に定める日から施行する。施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

> (延滞金の割合の特例等に関する経過措置) 年一月一日

附則第三条及び第十七条の規定 平成二十七を加える改正規定及び第十四条の規定並びに 金の支給に関する法律附則第九条の次に一条

までの規定、第十三条中年金生活者支援給付

七条の十四の改正規定、第六条から第十二条

第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に るものについて適用し、 うち平成二十七年一月一日以後の期間に対応す 前の期間に対応するものについては、なお従前 ては、加算金。以下この条において同じ。)の 定める規定に規定する延滞金(第十五号にあっ 例による。 当該延滞金のうち同日

から十一まで 略

十二 第十条の規定による改正後の石炭鉱業年 おいて読み替えて準用する厚生年金保険法第 四 石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項に 金基金法第二十二条第一項において読み替え て準用する厚生年金保険法附則第十七条の十 八十七条第一項

(その他の経過措置の政令への委任)

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定第十九条 この附則に規定するもののほか、この める。

九附号則 則 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法 る。 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す (平成二十

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 なお従前の例による。 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に

則 (平成二九年六月二日法律第四五

第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、 この法律は、民法改正法の施行の日から施

> 第三百六十二条の規定は、 公布の日から施行す

号 附 抄 ^則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

二 第一条中国民年金法附則第九条の二の五の

除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の

第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を

改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十

規定

公布の日

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 この法律は、刑法等一部改正法施行日 第五百九条の規定 公布の日 にから施